

『空家等概要』

所在地	大字上駒沢 86-10、94-6
建物棟数	1 棟（家屋番号 86 番 10）（他 物置 1 棟あり イナバ製）
建物構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
建築年	昭和 58 年 11 月 24 日
延床面積	72.32㎡（1階72.32㎡）
敷地面積	156.17㎡（地番 81 番 10：119.73㎡、地番 94 番 6：36.44㎡）
附属工作物	境界コンクリートあり、コンクリートに境界ピンと思われるものあり
敷地内状況	テレビアンテナ転倒
アスベスト調査	不明
立地状況	第一種住居地域・ 接道あり（市道幅員 5.33m）
買付金額提出の 条件、その他	・ 地方裁判所から選任された財産管理人から不動産を売買されます。買付金額は、購入後も建物を活用する場合は建物付きの金額を提示してください。また、建物を除却する場合は、解体費用を除いた金額を提示してください。なお、<u>附属物置については裁判所へ申立ての都合上、購入後解体することを前提として金額提示願います。</u> ・ 登記名義人が死亡し、その後、法定相続人死亡により空き家となっていますが、死亡原因及び事件性は把握していません。

【位置図】



空家等配置図(航空写真)

長野市大字上駒沢 86-10、94-6



【 令和6年4月28日 撮影】

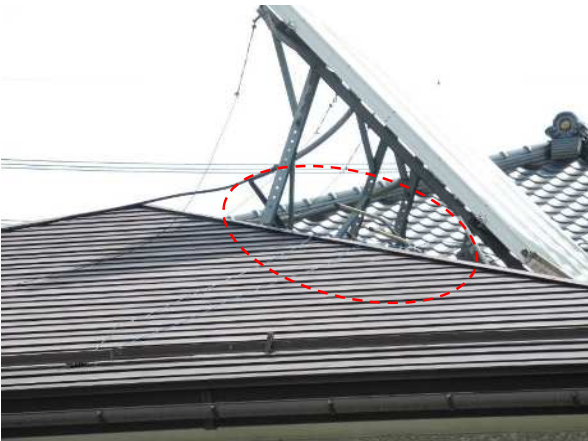


【空き家全景】



【空き家全景】

・写真自動車の奥の建物



・屋根上にパラボラアンテナが転倒している。



・敷地南側の庭の状態



・敷地南側の庭の状態
(庭に残置物あり)



・窓が開いている。



・敷地東側に老朽化した物置あり



・物置の型番
イナバ物置 MBT-45F型



・南側隣地とのコンクリート境界上にピンあり



・敷地南側、道路の境界上にピンあり



・敷地北側に自転車等残置
・写真の奥に物置が見える

余 白

余 白

余 白

余 白

余 白

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成10年9月10日	不動産番号	1000000387034
所在図番号	余白				
所 在	長野市大字上駒沢字長畑 86番地10、94番地6			余白	
家屋番号	86番10			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ銅板葺平家建	72.32		昭和58年11月24日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和58年12月6日 第31068号	所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 安 弘 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日
2	所有権移転	平成11年11月26日 第36055号	原因 平成11年9月28日相続 所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 弘 司

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和59年1月5日 第118号	原因 昭和58年12月6日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金610万円 利息 年5.5%ただし昭和68年12月6日 から年7.3% 損害金 年(365日当り)14.5% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 安 弘 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社八十二銀行) 共同担保 目録(4)第8633号 順位1番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和59年1月5日 第119号	原因 昭和58年12月8日住宅ローン保証保 険契約に基づく求償債権昭和59年1月5日 設定 債権額 金660万円 損害金 年14.6% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 安 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が賦権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53415 (3 / 3) 1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目2番10号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(ハ)第8634号 順位2番の登記を移記
3	抵当権設定	平成1年9月1日 第23484号	原因 平成1年8月31日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金530万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日本信販株式会社 共同担保 目録(ク)第9757号 順位5番の登記を移記
4	抵当権設定	平成9年9月12日 第30834号	原因 平成9年9月8日保証委託契約による求 償債権平成9年9月12日設定 債権額 金1,020万円 損害金 年(365日当り)14% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 長野市大字中御所岡田178番地2 八十二信用保証株式会社 共同担保 目録(ニ)第3065号 順位6番の登記を移記
5	1番抵当権抹消	平成9年9月12日 第30835号	原因 平成9年9月12日弁済 順位7番の登記を移記
6	2番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31636号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位8番の登記を移記
7	3番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31637号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
8	4番抵当権抹消	平成11年12月1日 第36720号	原因 平成11年11月29日主債務消滅



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年4月6日
長野地方法務局

登記官

若 菜 博 紀



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が賦権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53415 (3/3)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月10日	不動産番号	1000000366924
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	長野市大字上駒沢字長畑				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
86番10	畑	119		86番1から分筆 〔昭和58年3月25日〕	
余白	宅地	119	73	②③昭和58年4月26日地目変更 〔昭和58年5月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年12月6日 第31067号	原因 昭和58年11月24日売買 所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
2	所有権移転	平成11年11月26日 第36055号	原因 平成11年9月28日相続 所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美弘司

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和59年1月5日 第118号	原因 昭和58年12月6日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金610万円 利息 年5・5%ただし昭和68年12月6日 から年7・3% 損害金 年(365日当り)14・5% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社八十二銀行) 共同担保 目録の第8633号 順位5番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和59年1月5日 第119号	原因 昭和58年12月8日住宅ローン保証保 険契約に基づく求償債権昭和59年1月5日 設定 債権額 金660万円 損害金 年14・6%

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が賦権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53415 (1/3) 1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目2番10号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(ウ)第8634号 順位6番の登記を移記
3	抵当権設定	平成1年9月1日 第23484号	原因 平成1年8月31日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金530万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日本信販株式会社 共同担保 目録(ク)第9757号 順位9番の登記を移記
4	抵当権設定	平成9年9月12日 第30834号	原因 平成9年9月8日保証委託契約による求 償債権平成9年9月12日設定 債権額 金1,020万円 損害金 年(365日当り)14% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 長野市大字中御所岡田178番地2 八十二信用保証株式会社 共同担保 目録(イ)第3065号 順位10番の登記を移記
5	1番抵当権抹消	平成9年9月12日 第30835号	原因 平成9年9月12日弁済 順位11番の登記を移記
6	2番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31636号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位12番の登記を移記
7	3番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31637号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位13番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
8	4番抵当権抹消	平成11年12月1日 第36720号	原因 平成11年11月29日主債務消滅



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年4月6日
長野地方務局

登記官

若菜博紀



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53415 (1/3)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月10日	不動産番号	1000000366955
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	長野市大字上駒沢字長畑				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
94番6	田	36		94番から分筆 〔昭和58年3月25日〕	
[余白]	宅地	36	44	②③昭和58年4月26日地目変更 〔昭和58年5月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年12月6日 第31067号	原因 昭和58年11月24日売買 所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 安 弘 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
2	所有権移転	平成11年11月26日 第36055号	原因 平成11年9月28日相続 所有者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 弘 司

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和59年1月5日 第118号	原因 昭和58年12月6日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金610万円 利息 年5・5%ただし昭和68年12月6日 から年7・3% 損害金 年(365日当り)14・5% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇 佐 美 安 弘 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社八十二銀行) 共同担保 目録(の)第8633号 順位5番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和59年1月5日 第119号	原因 昭和58年12月8日住宅ローン保証保 険契約に基づく求償債権昭和59年1月5日 設定 債権額 金660万円 損害金 年14・6%

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が賦権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都中央区日本橋二丁目2番10号 日本火災海上保険株式会社 共同担保 目録(ウ)第8634号 順位6番の登記を移記
3	抵当権設定	平成1年9月1日 第23484号	原因 平成1年8月31日保証委託契約による 求償権同日設定 債権額 金530万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目33番5号 日本信販株式会社 共同担保 目録(ク)第9757号 順位9番の登記を移記
4	抵当権設定	平成9年9月12日 第30834号	原因 平成9年9月8日保証委託契約による求 償権平成9年9月12日設定 債権額 金1,020万円 損害金 年(365日当り)14% 債務者 長野市大字上駒沢86番地10 宇佐美安弘 抵当権者 長野市大字中御所岡田178番地2 八十二信用保証株式会社 共同担保 目録(イ)第3065号 順位10番の登記を移記
5	1番抵当権抹消	平成9年9月12日 第30835号	原因 平成9年9月12日弁済 順位11番の登記を移記
6	2番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31636号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位12番の登記を移記
7	3番抵当権抹消	平成9年9月19日 第31637号	原因 平成9年9月12日主債務消滅 順位13番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
8	4番抵当権抹消	平成11年12月1日 第36720号	原因 平成11年11月29日主債務消滅



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年4月6日
長野地方裁判所

登記官

若菜博紀



* 「登記の目的」欄に「相対人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相対人からの申出に基づき、

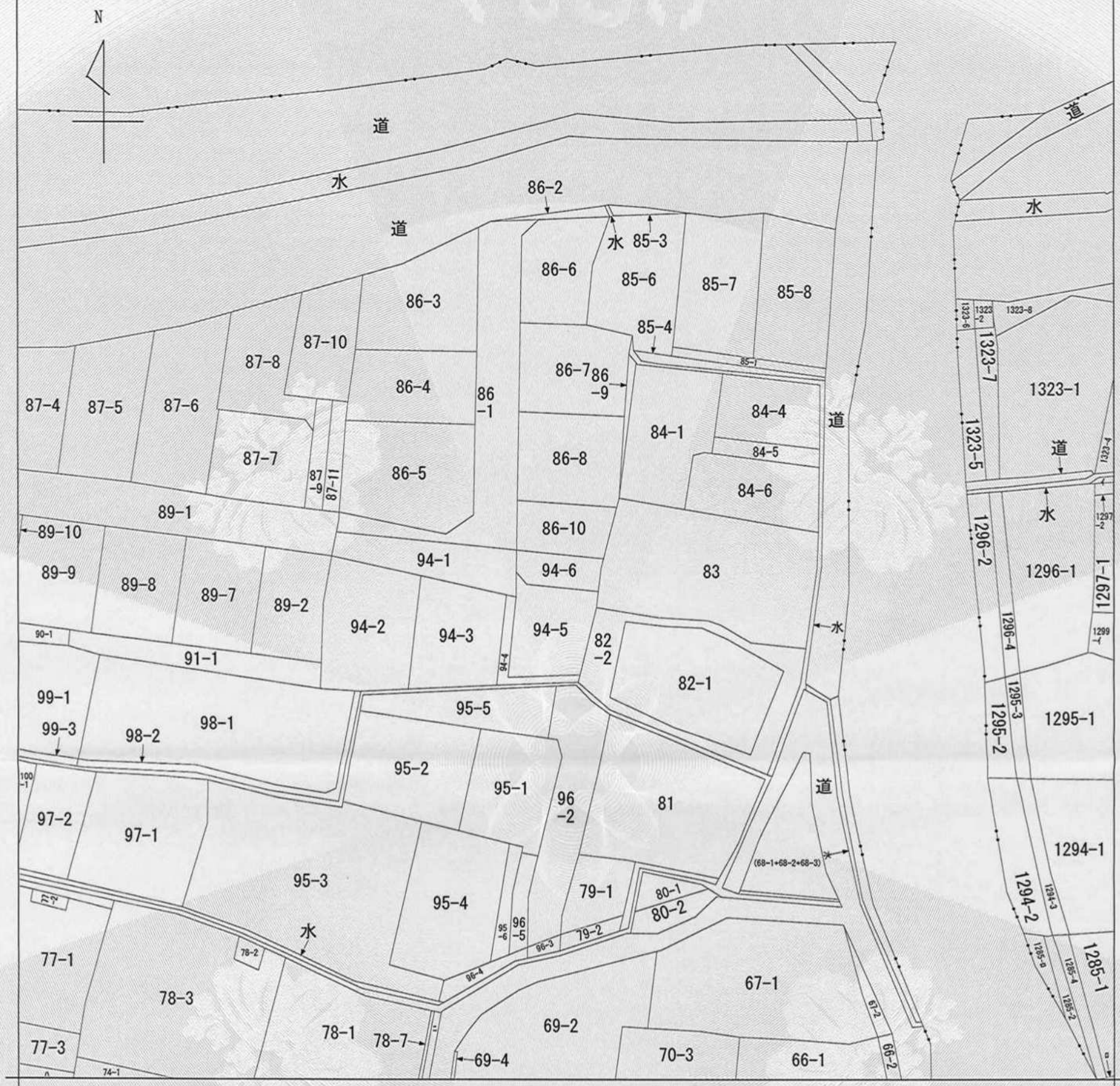
登記官が賦権で、申出があった相対人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

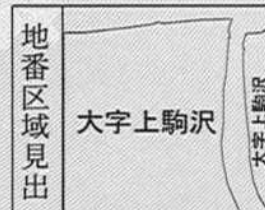
整理番号 D53415 (2/3)

2/2

イ 道 1285-3
ハ 76-1
ニ 78-5



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	長野市大字上駒沢字長畑					地 番	86番10		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	明治23年11月				備 付 年 月 日 (原 図)	明治23年11月			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月22日
長野地方法務局

請求番号：2-2
(1/1)

登記官

若菜博紀



公用

公用

登記年月日：昭和58年12月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月22日
長野地方事務局

登記官

若菜博紀



各階平面図



58.12.2

家屋番号

86-10

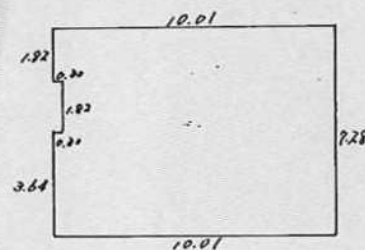


建物図面

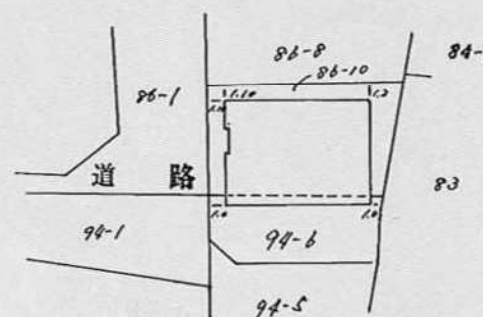
建物の所在

長野市大字上駒沢字長畑86番地10、94番地6

043171



$10.01 \times 1.82 = 18.2182$
 $9.71 \times 1.82 = 17.6722$
 $10.01 \times 3.64 = 36.4364$
合計 72.3268
床面積 72.32²²



作製者

長野市北条町15番地2
土地調査士 武田尚良 (昭和58年11月29日作製)

縮尺

1/250

申請人

宇佐美安弘



縮尺

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)